

公 示 日 : 2024 年 7 月 3 日 (水)

調達管理番号 : 24a00454

国 名 : コンゴ民主共和国

担 当 部 署 : 地球環境部森林・自然環境グループ第二チーム

調 達 件 名 : コンゴ民主共和国コンゴ盆地における熱帯泥炭地生態系モニタリング及び管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)

適用される契約約款 :

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2024年8月下旬から2024年10月下旬
- (2) 業務人月 : 1.20

(※業務人月のうち、赤道州での現地業務期間は0.2人月を想定し、滞在日数の上限は6日間とする:P.8報酬単価関連)

- (3) 業務日数 :

| | | |
|------|------|------|
| 準備業務 | 現地業務 | 整理業務 |
| 4日 | 24日 | 4日 |

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1部
- (3) 提 出 期 限 : 2024年7月17日(水) (12時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

◇ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年4月)」
の「別添資料11 業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024年7月26日(金)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 業務の実施方針等： | |
| ① 業務実施の基本方針 | 16点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4点 |
| (2) 業務従事者の経験能力等： | |
| ① 類似業務の経験 | 40点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8点 |
| ③ 語学力 | 16点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16点 |
| | (計100点) |

| | |
|-----------|----------------------------------|
| 類似業務経験の分野 | 各種評価調査（自然環境保全分野での評価調査の実績を高く評価する） |
| 対象国及び類似地域 | アフリカ仏語圏及び全途上国 |
| 語学の種類 | 英語（仏語ができることが望ましい） |

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

（２） 必要予防接種：黄熱病。入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

「地球の片肺」と呼ばれるコンゴ盆地では、南米アマゾンに次ぐ世界第 2 位の規模の面積の豊かな森林を有している。しかしながら、森林減少率は年平均 400,000ha（2000-2005、コンゴ民環境省）とコンゴ盆地関係国の中で最も高く、森林保全への取組が急務となっている。コンゴ盆地には全世界の熱帯泥炭地における炭素蓄積の約 30%が賦存するとされ、なかでもコンゴ河を挟んでコンゴ民主共和国（以下「コンゴ民」という。）とコンゴ共和国（以下「コンゴ共」という。）に存在する泥炭地は世界最大の連続した熱帯泥炭地域と言われている。この泥炭地には 3 つのラムサール湿地が含まれ、合計 1,292 百万 ha に至る世界最大級のラムサール湿地帯が広がっている。泥炭地層の厚さは平均深度 2m、最大深度 5.9m、面積は 1,400 百万 ha 以上に至り¹、炭素蓄積量は 300 億 t-CO₂eq と予測されている。大量の炭素貯蔵庫でもある泥炭地は、地球規模の気候調整やアフリカ域内の水循環において非常に重要な役割を果たしており、環境変化を通じた意図せぬ排水や乾燥は大量の温室効果ガス（GHG）排出を引き起こし、地球規模での気候変動を加速させることになる。また、泥炭地には非常に繊細な生態系が広がっており、環境変化が生物多様性へも悪影響を及ぼしかねない。コンゴ民の泥炭地には、木材コンセッションや石油開発などの資源開発計画など泥炭地に対する開発圧力が今後高まることが予想されており、コンゴ民が広大な泥炭地の維持管理を行っていくことは地球規模の気候変動対策として重要で

¹ Dargie et al.,2017 Age, extent and carbon storage of the central Congo Basin peatland complex. Nature.542(7639), pp.86-90.2

ある。

2022年11月、日本国政府はコンゴ民政府に対し、泥炭地エリアにおいて、気象・地下水等のリアルタイム観測システムの構築・運用を通じて、熱帯雨林及び泥炭地の保全に向けた研究・取組に貢献し、さらに同国の森林保全及びそれを通じた気候変動対策に寄与することを目的とする無償資金協力に関する書簡の交換を行った。

コンゴ盆地では、これまで英国研究者らによりコンゴ共において泥炭調査が行われているが、コンゴ民での調査はほとんど行われていない。泥炭地に関連する調査としては、赤道州ムバンダカ近郊のエラ植物園内の泥炭湿地にてCO₂放出メカニズムを明らかにするための土地被覆図が存在する。その他、マイ・ンドゥンベ州のヤンガンビにて2020年からCO₂フラックス（交換）が計測されているが、泥炭地ではないため、熱帯林のみのCO₂放出量が計測されている。コンゴ盆地の泥炭生態系には国際気候（IKI）プロジェクト、世界泥炭地イニシアティブなどいくつかの国際イニシアティブが関心を寄せているが、地球規模の気候調整やアフリカ域内の水循環において非常に重要な役割を果たす泥炭地の管理能力強化にはあまり注意が払われていない。

このような状況を受け、コンゴ民政府より日本の無償資金協力により今後建設されるCO₂フラックスタワーを活用し、ドナー・大学研究機関と継続して泥炭地保全に係る管理・運用に取り組むことで、泥炭地モニタリングシステムを構築し、泥炭地における持続可能な管理政策を促進するための本技術協力が要請された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2024年8月下旬～2024年9月上旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題

も確認する。

- ② コンゴ民側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文及び仏文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務（2024年9月中旬～2024年10月上旬）

- ① JICAコンゴ民事務所等との打合せに参加する。
- ② コンゴ民側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、UNEP、EU、世界銀行、NGO、国際イニシアティブ等）、国際学術機関の活動動向、連携の可能性
 - オ) ジェンダー視点に立った取り組み導入の可能性の検討
 - (a) 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - (i) 関連各組織におけるジェンダー主流化の現状を分析する。
 - ・ 現地で関連文献を収集し情報収集する。
 - ・ 関連部署・機関へのヒアリングを行う（質問票の配布・回収も含む）。

・文献及びヒアリング結果等に基づき、ジェンダー主流化の現状および今後の主流化の可能性について分析する。

- カ) 環境アセスメント制度、住民移転・用地取得・先住民族に係る法制度概要の調査（他の調査団員とも相談の上調査を進めること）
- キ) 事業対象地に居住する先住民族に係る以下の調査
 - (a) 先住民族に関する現地法制度、組織体制
 - (b) 事業地域の概要
 - (c) 対象先住民族に関する基本情報収集（人口、社会、文化、政治、慣習的、伝統的に利用してきた土地や資源等）
 - (d) ステークホルダー分析及びプロジェクト準備、実施、モニタリングにおける協議方法²
 - (e) プロジェクトの影響（負の影響のみではなく、正の影響も含む）及び影響を受ける人々の数、影響を受ける人々の属性、生計手段や土地、資源の利用、コミュニティ外との交流状況
- ク) 気候変動にかかる以下の情報収集を行う。（他の調査団員とも相談の上調査を進めること）。

本事業によって気候変動の強靱化の効果が期待できる場合（強靱な農業等）同調査において、JICA Climate-FIT緩和版、適応版（5. 森林・自然環境保全）を参照の上、本事業実施による気候リスクの分析及び適応策の検討をし、結果を調査報告書に記載する。

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文・仏文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文・仏文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス³を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応

² 当該先住民族の文化を反映し、住民の意見を取り入れるために最も適切と考えられる協議方法について調査する。

³ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

じて内容の説明、補足を行う。

⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAコンゴ民事務所等に報告する。

(3) 整理業務 (2024年10月上旬～2024年10月下旬)

① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート(案)に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。

③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)を作成し、その取りまとめに協力する。

④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2024年10月31日(木)までに提出。

次の①～③、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

① 事業事前評価表(案)(和文・英文)

② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

③ 調査における面談議事録

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月(2024年7月追記版))」の「X I. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 報酬単価

赤道州における0.2人月(6日)の現地業務については、紛争影響国・地域におけ

る報酬単価の加算を適用します。詳しくは、上述 URL を参照ください。

紛争影響国・地域と通常地域での業務人月にそれぞれの単価をかけて合計する形で計上ください。

(2) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2024 年 9 月 12 日～10 月 5 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に同行し現地業務を開始します。なお、JICA の調査団員の帰国後の単独での現地業務があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 自然環境保全 (JICA 長期専門家)
- エ) 気候変動 (JICA)
- オ) 泥炭研究 (直営調査団員)
- カ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA コンゴ民事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上：英語⇄仏語の通訳を提供 (JICA 職員等の団員用と共に 2 名を

予定)

オ) 現地日程のアレンジ: JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部森林・自然環境グループ第二チームから配付しますので、geogdn@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・要請書

② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

・持続的な泥炭地管理及び保全協力に係る情報収集・確認調査

https://openjicareport.jica.go.jp/884/884/884_000_12348975.html

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料: 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

イ) 配付依頼メール

・タイトル: 「配付依頼: サイバーセキュリティ関連資料」

・本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コンゴ民事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地

方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上